

徳島市介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防するためのものです。

徳島市が実施する総合事業の「事業対象者(予防相当)」となられた方は、下表のサービスをご利用いただくことができます。また、令和2年1月1日より、基準緩和型訪問サービスが従来のサービスに追加されました。訪問型サービス、通所型サービスのご利用には、徳島市地域包括支援センター(☎0120-24-6423)による介護予防ケアマネジメント(ケアプランの作成)が必要です。利用を希望されるサービスがある場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

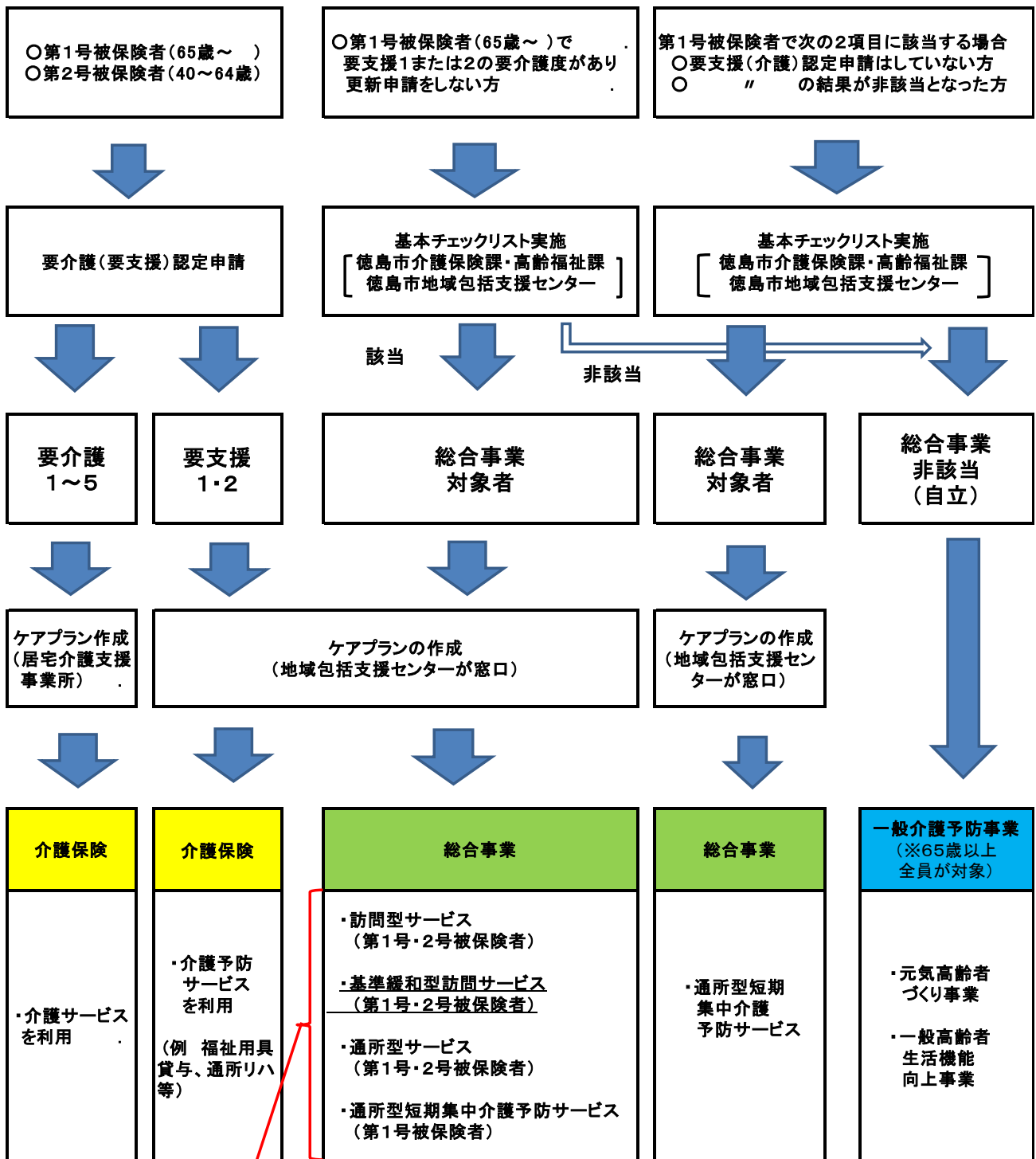
◆訪問型サービス

	介護予防訪問介護相当サービス	基準緩和型訪問サービス 令和2年1月1日より追加
提供する人	訪問介護事業所のホームヘルパー	訪問介護事業所のホームヘルパー
内容	従前のサービスと同じ基準・内容で実施され、有資格者のヘルパーが食事、入浴、排せつの介助や掃除、調理、買い物等の生活援助を行います。	各事業所が実施する研修を受けたヘルパー等が掃除、調理、買い物等の生活援助を行います。
提供時間/回	サービス内容等により異なります。	サービス内容等により異なります。
自己負担/月 (目安) * 1割負担の場合	月毎の利用料の上限 ● 週1回程度の利用が必要な場合 1,197円/月 ● 週2回程度の利用が必要な場合 2,392円/月 ● 週2回程度を超える利用が必要な場合 3,793円/月 * 初回時等には別に費用が加算されます。	月毎の利用料の上限 ● 週1回程度の利用が必要な場合 1,013円/月 ● 週2回程度の利用が必要な場合 2,023円/月 ● 週2回程度を超える利用が必要な場合 3,209円/月 * 初回時等には別に費用が加算されます。

◆通所型サービス

	介護予防通所介護相当サービス	通所型短期集中介護予防サービス
提供する事業所	通所介護事業所(デイサービスセンター)	
内容	食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。 * 事業所により内容は異なります。	3カ月間、リハビリ専門職等による運動機能向上、口腔機能向上、栄養改善等を実施し、身体機能の改善を図ります。
提供時間/回	事業所により異なります。 (週1回または2回)	1時間30分~2時間程度/回 (週1回)
自己負担/月 (目安) * 1割負担の場合	月毎の利用料の上限 ● 要支援1相当 1,679円/月 ● 要支援2相当 3,441円/月 * 利用するメニューによって別に費用が加算されます。	無料 * 送迎利用の場合は 300円/回

対象者別に見た利用できる総合事業サービス(フロー図)



基準緩和型訪問サービスが令和2年1月1日より始まります。現在ある総合事業のサービスは、そのまま存続します。

<お問い合わせ>

徳島市介護保険課 給付係 (☎088-621-5585)
 徳島市介護保険課 認定・保険料係 (☎088-621-5581)
 徳島市地域包括支援センター (☎0120-24-6423)